

都市計画マスタープラン全体構想（第4部・部門別の基本方針）について

平成29年2月  
建築都市局



目標実現に向けたまちづくりの進め方～部門別の基本方針～

部門別の基本方針は、まちづくりの目標を実現するため、都市計画の前提となる都市構造・都市空間と密接な関連を有する土地利用や公園・緑地、交通施設等の分野における基本的な方針を定めるものです。

【土地利用】

●住宅系土地利用

- ◆新たな住宅需要に対しては、街なかで確保していくことを基本とし、都市機能の複合的利用に配慮した中高密度の住宅を中心とする土地利用を進めます。
- ◆周辺市街地では、都市のコンパクト化に伴い、人口の低密度化の進展や地域の状況を踏まえながら、ゆとりある居住環境形成に向けた土地利用を進めます。

●商業・業務系土地利用

- ◆一定の人口密度が維持される街なかでは、日常的な生活利便施設を確保するとともに、交通利便性の高い地区では中高密度の土地利用を進めます。特に、都心・副都心、地域拠点では、集客力のある商業・サービス産業や経済・行政の中心にふさわしい高密度な土地利用を進めます。
- ◆市街地臨海部では、海辺の親水空間など多様な土地利用が調和した質の高い土地利用を進めます。

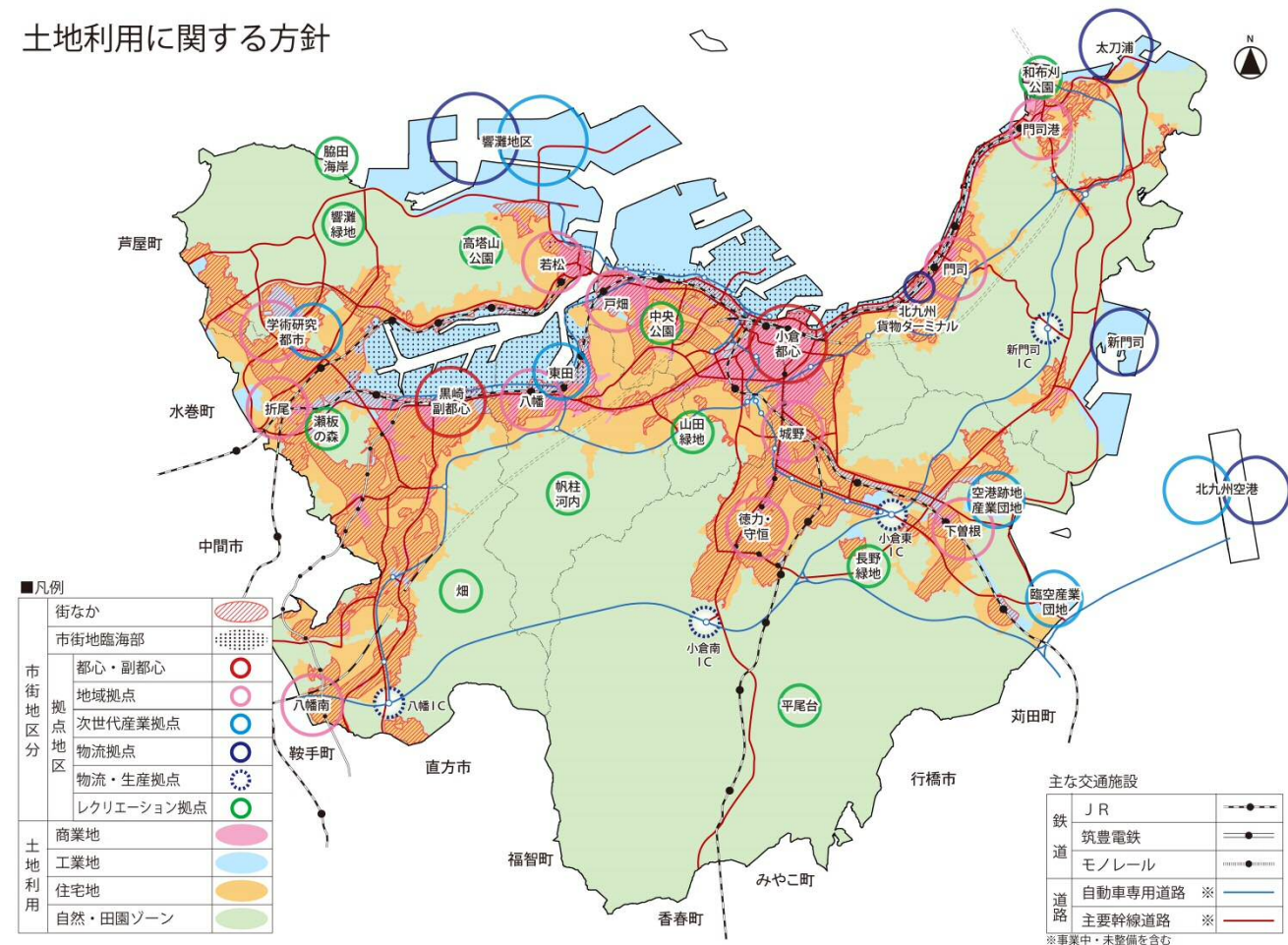
●工業系土地利用

- ◆臨海部の工業や港湾機能の維持・増進を図るべき区域では、引き続き工業・港湾機能の増進を図るとともに、次世代産業の受け皿として計画的な土地利用を進めます。
- ◆内陸部に位置するインターチェンジ周辺等の交通利便性の高い地域は、自然や田園環境に配慮しながら、物流・生産の工業系土地利用として計画的な利用転換を図ります。

●自然的土地利用

- ◆都市公園等の公共緑地の適切な配置を進めるとともに、都市環境や風致の維持向上に必要な民間緑地等の保全を図ります。
- ◆市街化調整区域における市街化や大規模開発は、市の成長戦略に基づく拠点整備や集落の活性化を行う場合を除き、原則として抑制していきます。

土地利用に関する方針



【公園・緑地や自然的環境】

●日常的に利用できる身近な公園・緑地の充実

- ◆人口の集積・分布に応じた都市公園の適切な配置を進めるとともに、子育てや、高齢者の健康増進などのニーズに応じた公園づくりを進めます。
- ◆公園のバリアフリー化、防災機能の向上や防犯対策を進めます。
- ◆安全で快適な都心居住環境や人が集う場の形成のため、オープンスペースの確保を進めるとともに、都市緑化の推進を図ります。

●産業エリアや交流拠点の快適性向上

- ◆工業地においては、企業のイメージアップなどにつながる都市緑化の推進に努めます。
- ◆水辺環境の向上や水辺を活用した身近なレクリエーションに対応した公園・緑地の充実を図ります。

●本市のイメージを高める公園・緑地等の整備

- ◆都心・副都心、地域拠点では、環境首都のシンボルとなる良質な緑化施策を進めます。
- ◆パノラマの緑、歴史的・風土的な地区の環境保全を進めるとともに、多くの人々が利用しやすい場所においてレクリエーション機能の充実・強化を図ります。

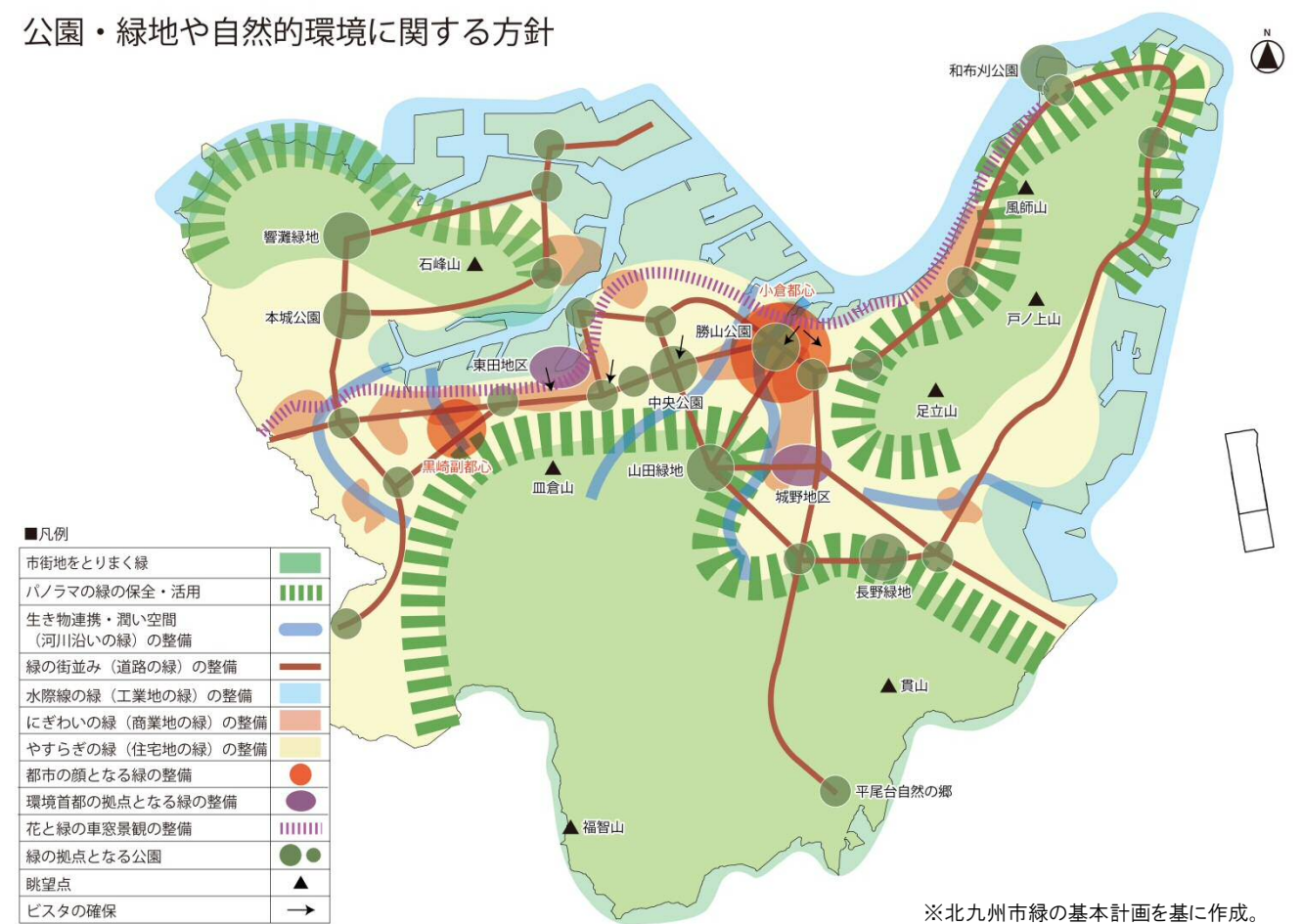
●環境共生・環境負荷に対応した公園・緑地の整備

- ◆生態系に配慮した山林や河川、海岸の適切な保全・整備や環境共生を図るため、市街化調整区域の農地や緑地の保全を図ります。

●市民などとの協働による公園・緑地の充実や自然保護

- ◆市民や企業など多様な主体の参加のもと地域の楽しみやコミュニケーションづくりにつながる公園づくりを進めます。
- ◆自然的環境に関わる情報公開を進め、市民や企業との連携により緑化推進や自然保護に取り組みます。

公園・緑地や自然的環境に関する方針



※北九州市緑の基本計画を基に作成。

【交通施設】

優れた立地条件をいかした広域的、国際的な「交流・物流拠点づくり」や「観光まちづくり」、「にぎわいのある拠点づくり」を進めるためには、移動手段としての交通施設の果たす役割は重要です。

このため、自動車交通や公共交通の役割を明確にし、自動車交通の円滑化や公共交通の利用促進を進めることが必要です。

●安全・安心な暮らしを支える交通体系の構築

- ◆身近な道路から広域交通まで、効率的な交通ネットワーク形成を図ります。
- ◆コンパクトなまちづくりの推進に向け、利用しやすい公共交通網の再編やそれに伴う交通施設の整備を進めます。
- ◆公共交通の空白地域での日常生活を支える生活交通の確保・維持に取り組みます。
- ◆歩行者や自転車と共存できる道路整備や災害時などの緊急活動を支える道路ネットワークの充実を図ります。
- ◆誰もが安全・快適に移動できるバリアフリー化、交通安全対策を進めます。

●物流拠点都市形成や広域交流活発化に向けた交通体系の構築

- ◆物流機能や拠点の効率的な配置を進めるとともに、それらを結ぶ広域幹線道路の整備など物流ネットワークの充実を図ります。
- ◆各拠点の連携強化や市街地の更新に合わせた一体的な道路交通施設の充実を図ります。
- ◆北九州・福岡都市圏が一体化して国際的な都市機能を強化するため空港利用の連携強化を図ります。

●利用しやすい快適な交通体系の構築

- ◆円滑に道路交通を処理する道路機能の充実を図ります。
- ◆公共交通の多様な交通結節点について、利用しやすい乗り継ぎの円滑化に向けた取組みを進めます。
- ◆都心や副都心のバス交通の機能強化に向けた取組みを進めます。

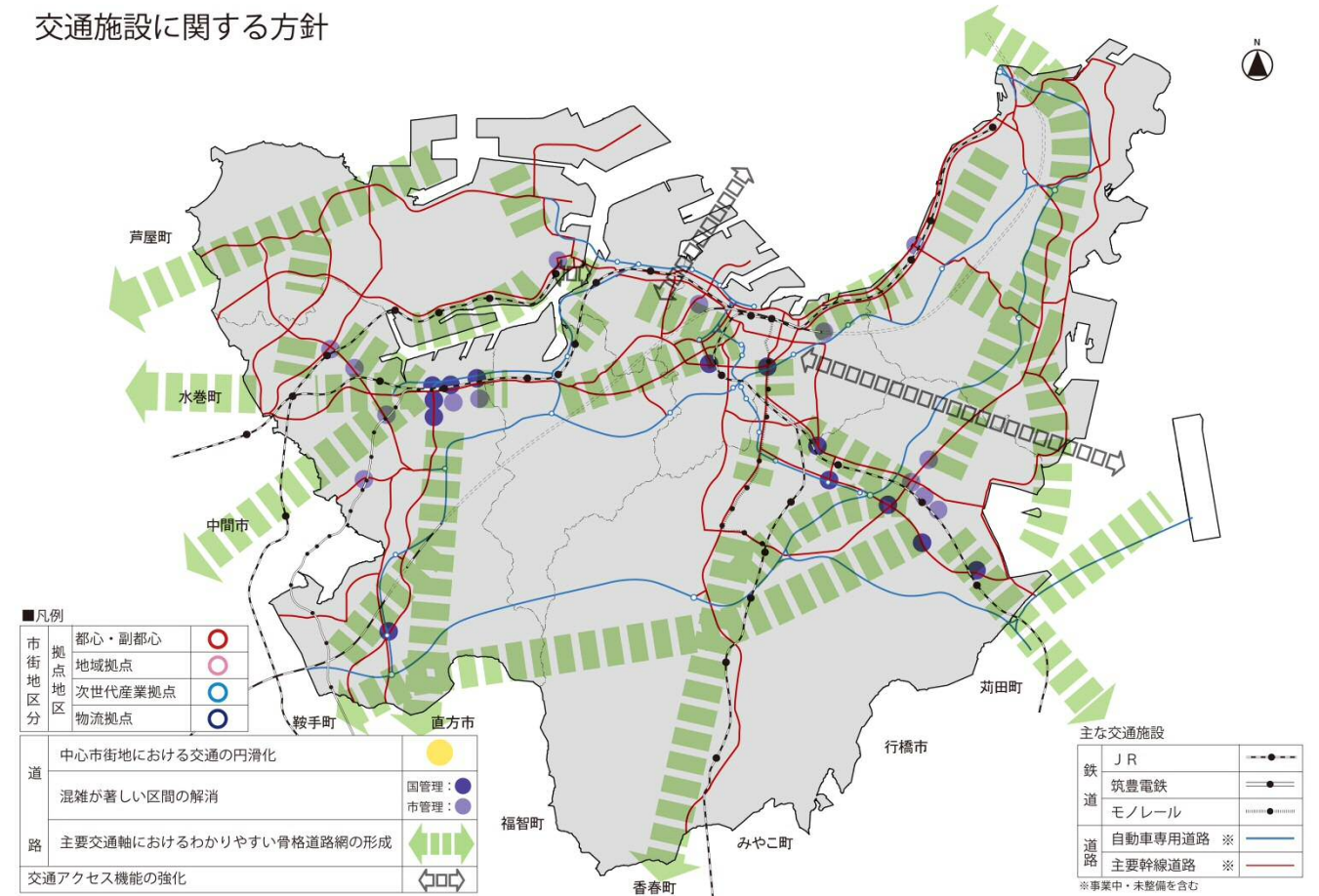
●環境に配慮した交通体系の構築

- ◆既存ストックの有効活用のため、都市計画道路の見直しや公共交通網の再編を進めます。
- ◆公共交通や自転車利用促進による自動車交通量の低減や移動距離の短縮、渋滞個所解消など道路ネットワークの適正化やボトルネック対策などを進めます。
- ◆道路緑化、高機能舗装などの沿道環境対策を進めます。

●市民・企業・交通事業者・行政の役割を明確にした交通施策の推進

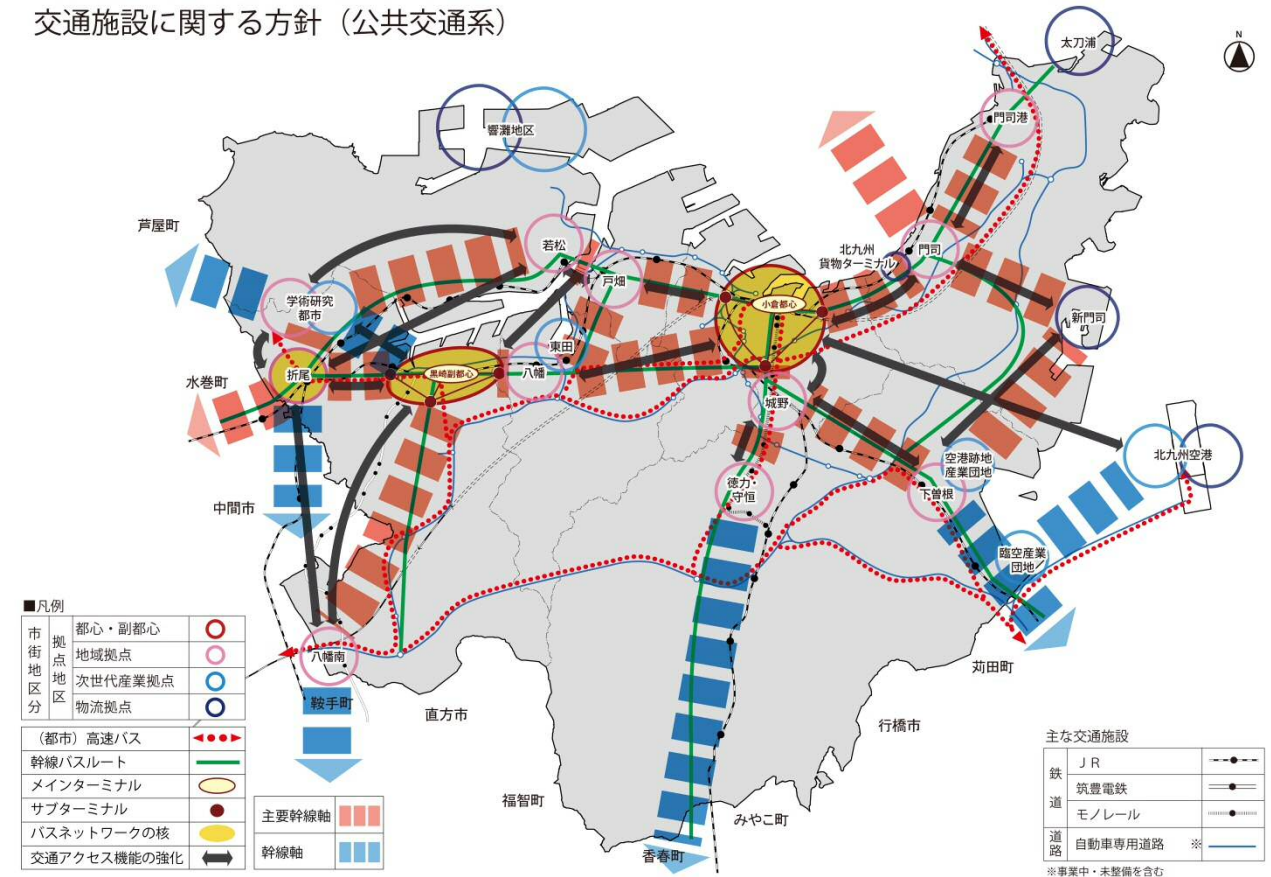
- ◆ひとり一人の自発的な公共交通への行動変化を促すモビリティマネジメントの取組みを進めます。

交通施設に関する方針



※北九州市環境首都総合交通戦略、北九州市道路中長期計画を基に作成。

交通施設に関する方針（公共交通系）



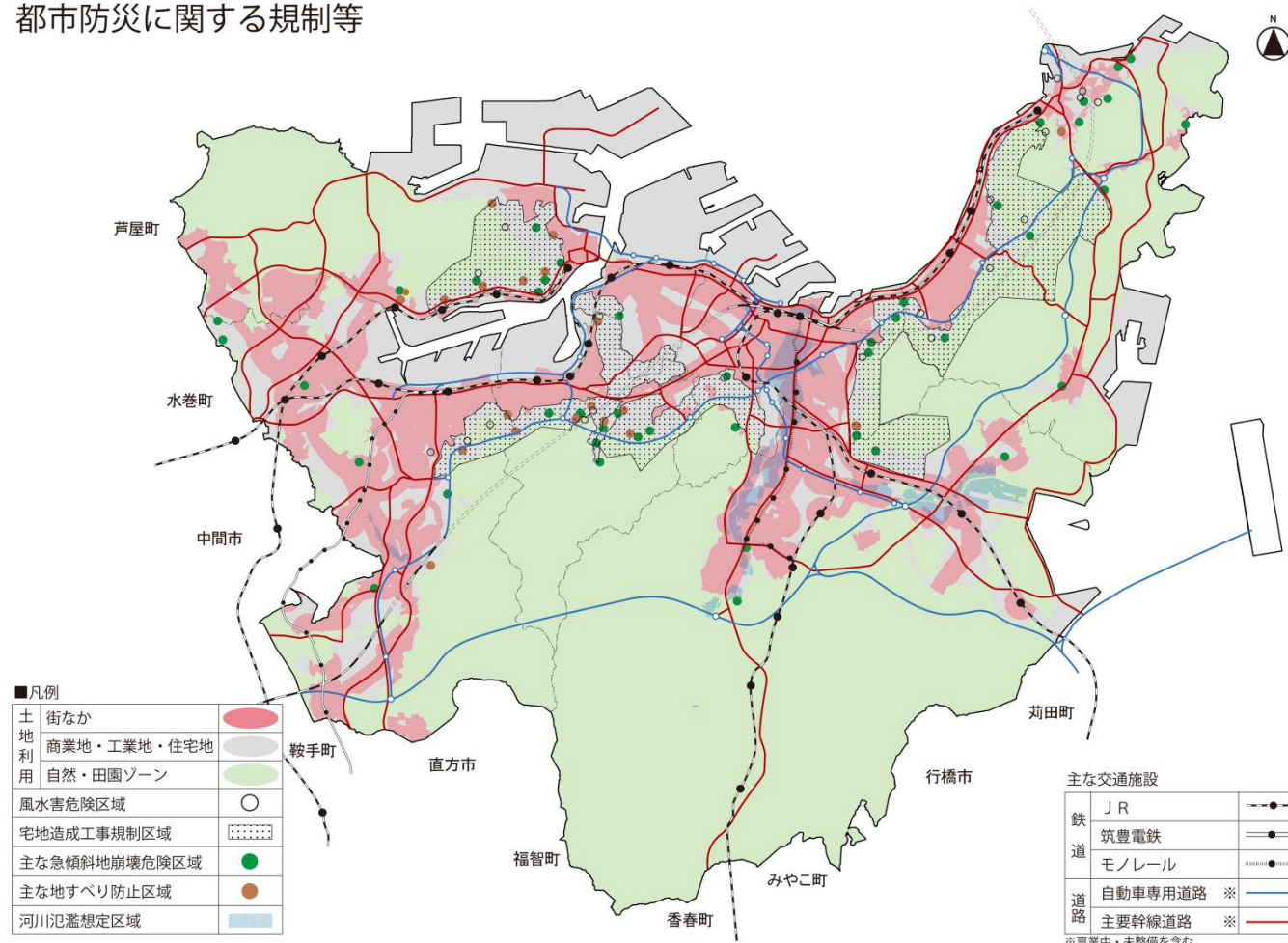
※北九州市環境首都総合交通戦略、地域公共交通網形成計画を基に作成。

【都市防災】

都市防災の推進にあたっては、想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提にこれまで取り組んできたハード対策とともに、的確な情報提供や速やかで確実な避難行動、自主防災組織による助け合いなどのソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策が必要です。

- 災害に強いまちづくりの推進
  - ◆延焼遮断空間や避難空間の充実や災害危険度の高い地区の面的な防災対策、緊急活動を支える交通施設整備など総合的な都市防災空間の整備を進めます。
  - ◆風水害の危険性が高い区域の土地利用規制や安全な区域への緩やかな居住誘導などの予防対策を進めます。また、都市基盤の防災性向上や災害発生時の緊急対策の充実を図ります。
- 安心して暮らせるまちづくりの推進
  - ◆市街地の見通しの確保などの防犯対策の充実を図り、安全・安心を実感できるまちづくりを進めます。
- 協働による安全なまちづくりの推進
  - ◆避難路や避難場所、防災活動などの安全・安心に関する情報提供の取組みを進めます。
  - ◆地域防災の人材育成や自助・共助による避難支援の仕組みづくりを進めます。

都市防災に関する規制等

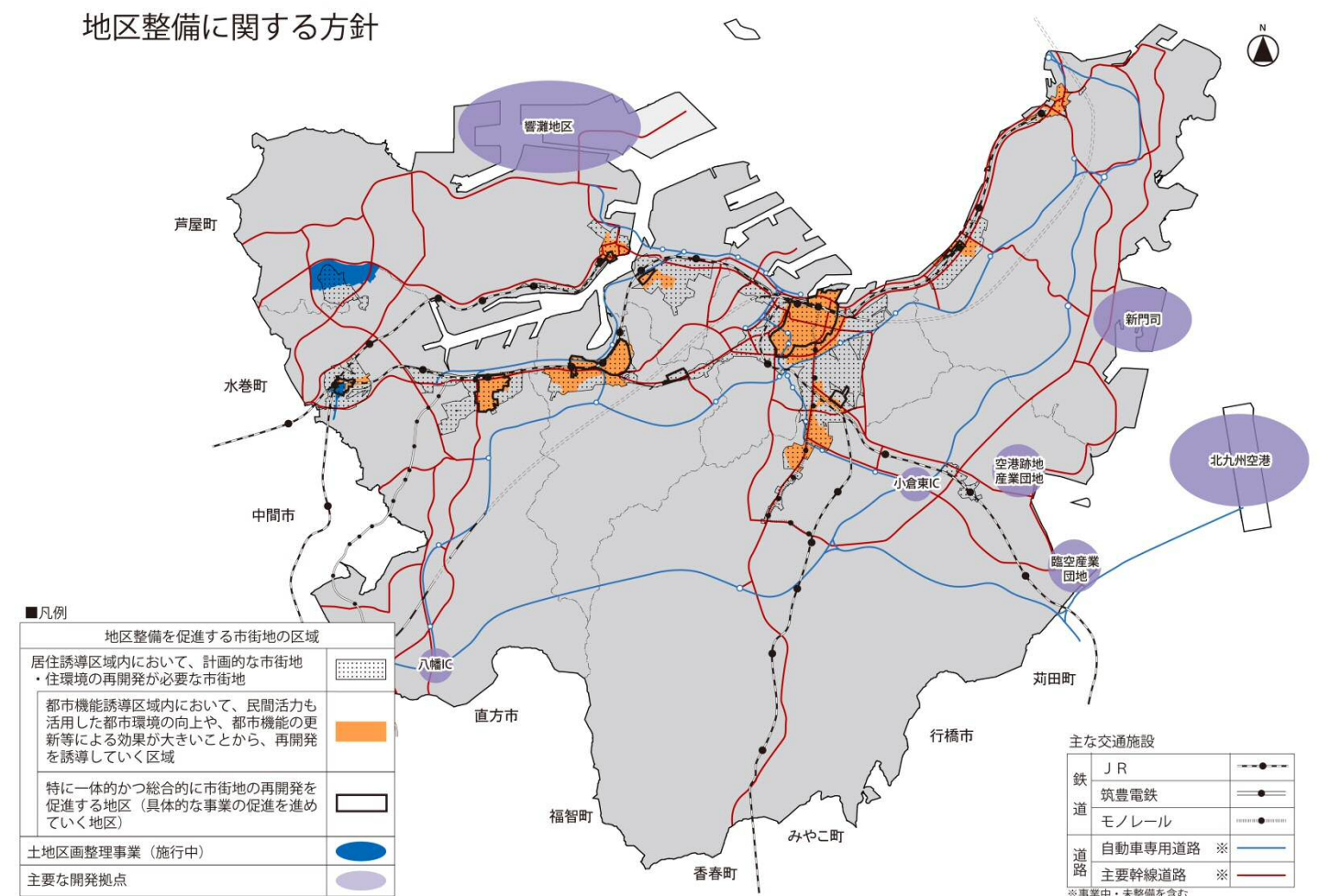


【地区整備】 ※方針図は北九州市都市再開発方針の改訂内容を踏まえ修正可能性あり。

市民の生活充実への志向や事業の総合的かつ重点的な実施への要請に対応し、街なかにおける土地の有効利用や適切な土地利用の実現を図ることが求められます。特に、拠点地区や中心市街地の再構築は積極的に進めていく必要があります。

- 住宅や生活支援機能の充実に向けた地区整備
  - ◆街なかにおける住宅供給、生活支援機能の充実に向けた市街地整備や安全性や防災性の改善・向上を図ります。
  - ◆周辺市街地における無秩序な開発を防止するため、市街化区域の農地などの適切な土地利用の誘導を図ります。
- 産業機能や高次都市機能の集約・拠点形成に向けた地区整備
  - ◆次世代産業の集積や物流・生産拠点の形成を図ります。
  - ◆都心・副都心、地域拠点などの再開発や都市再生緊急整備地域地区等の拠点整備を進めます。
- 本市のイメージを高める地区整備
  - ◆都心・副都心、地域拠点などにおける良好な都市環境形成を図ります。
- 資源循環型のモデル地区の整備
  - ◆環境産業拠点、次世代資源リサイクル拠点の形成を図ります。
- 協働による地区整備
  - ◆市民や民間事業者の意見や発意に基づく地区整備を進めます。

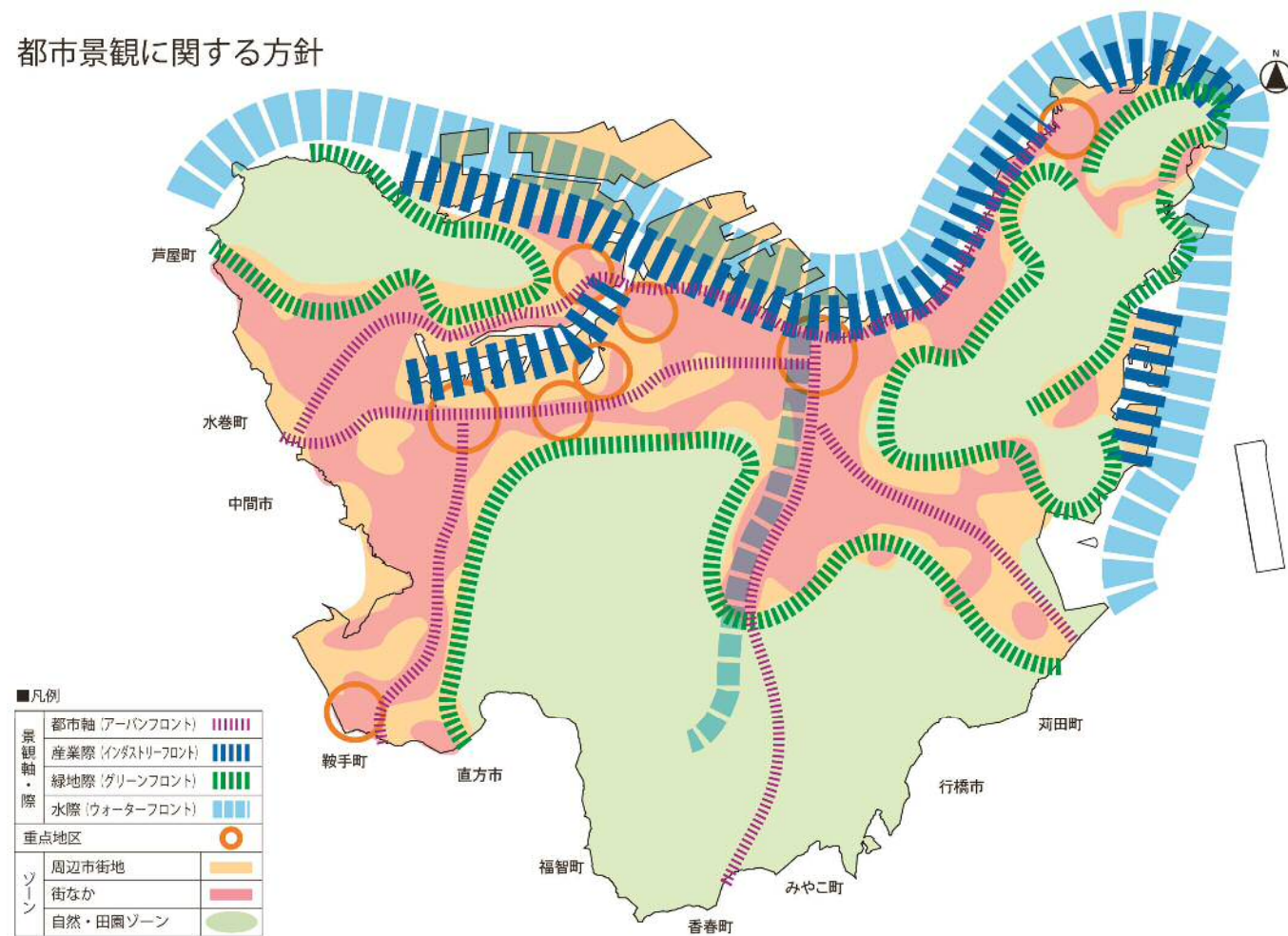
地区整備に関する方針



【都市景観】

- 生活環境における優しさと快適性のある都市景観形成
  - ◆住宅地における秩序ある街なみ形成や、身近な自然的環境などの地域資源をいかした景観形成を図ります。
- 産業エリアにおける活気ある都市景観形成
  - ◆臨海部の工業地と親水空間、隣接する市街地が調和する多様かつ躍動的なものづくり都市にふさわしい産業景観の形成を図ります。
- 本市のイメージを高める都市景観形成
  - ◆地区の顔となる街並みを有する地区について、個性をいかした表情豊かな都市景観形成を図ります。
  - ◆関門海峡のパノラマや皿倉山、足立山等の緑、地域資源となる建築物への視線を確保するなど優れた眺望景観の形成や、拠点の魅力を高める夜間景観の形成を図ります。
  - ◆公共施設の先導的な景観形成を進め、民間の取組みを誘導します。
- 自然や歴史的環境などをいかした都市景観形成
  - ◆水や緑などの自然的環境や歴史的な街なみの保全・活用による都市景観形成を進めます。
- 協働による都市景観形成
  - ◆専門家によるアドバイス、計画段階での協議など、景観形成向上に向けた取組みを進めます。
  - ◆景観に関するルールづくりなど市民参加の仕組みづくりに取り組めます。

都市景観に関する方針



※北九州市景観づくりマスタープランを基に作成。

【その他の都市施設】

- 日常生活を支える都市施設の充実
  - ◆下水道や河川などの市民生活を支える社会インフラ（都市基盤）は、予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化に取り組むとともに、防災性の向上を図り、災害に対する安全・安心を高めていきます。
  - ◆行政サービスを中心とする公共施設の更新にあたっては、複合化や多機能化を図るとともに、利便性の高い場所への集約を進めます。
- 産業支援や拠点地区形成に向けた都市基盤・施設の充実と都市の魅力向上
  - ◆新規産業の立地を支える基盤整備や都心・副都心など各拠点都市施設の充実を図ります。
  - ◆多くの人が集まる、都心・副都心や地域拠点などでは、都市の魅力をアピールする観光施設を支援する情報・案内機能などの充実を図ります。
- 循環資源型のまちづくりに向けた都市施設の整備
  - ◆廃棄物の再利用や廃熱などの有効利用を促進する施設整備を進めていきます。

【住宅・住環境】

- 街なかや都心居住の推進
  - ◆住宅市街地の総合的な整備や市街地再開発などを活用し、良質な住宅供給と居住環境の整備を進めます。また、都心・副都心、地域拠点においては、拠点のにぎわいを支えるため、商業再生などの取組みに合わせ、住宅・住宅地の供給を進めます。
  - ◆土地利用規制の見直しなどにより、民間住宅の供給促進を図ります。
  - ◆街なか居住を誘導する支援対策の取組みや子育て・高齢者世帯に対する住宅供給を進めるとともに、災害・犯罪に対する安全性の高い住環境整備を進めます。
- 地域特性や環境に配慮した住宅・住環境整備の推進
  - ◆自然や文化、歴史などと調和した魅力ある住まいづくりを進めます。
  - ◆多世代居住など住宅規模に応じた土地利用制度の適切な運用や、耐久性・耐震性などの住宅性能を向上・維持し、次世代に継承できる住宅ストックの形成など循環型社会に対応した住宅の供給を進めます。
- 協働による住宅・住環境整備の推進
  - ◆現在の住環境を維持するルールづくりや改善に向けた取組みを地域住民と協働しながら進めます。